

22高教政第513号
平成22年6月29日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）及びこれらに関連する規則、通知が一部改正され、平成22年6月30日から施行されることになりました。

また、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年高知県条例第34号）が一部改正され、同年6月29日から施行されることになりました。

つきましては、これらの概要等について下記のとおりお知らせしますので、管内学校長への周知をよろしくお願いいたします。

記

第1 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、3歳未満の子を養育する職員についての時間外勤務の免除の制度化等をしたもの。

2 主要内容

- （1）職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための時間外勤務の制限の請求をすることができる。（第9条第2項）
- （2）3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならないこと。（第9条第3項）

3 施行期日

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

第2 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県条例第48号）

1 規則改正の内容

（1）育児を行う職員の時間外勤務の制限

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条第2項に基づき、職員が時間外勤務の制限を請求することができる場合の配偶者に係る要件を除外するとともに、職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合に、公務の運営に支障がないと認められるときは時間外勤務を免除することができることとする。（第8条の6）

（2）「看護」休暇

現行の看護休暇の制度に加えて、特に小学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で取得できることとする。（第12条(16)）なお、詳細については別記1参照のこと。

（3）「短期の介護」休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話を行う場合において、5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で取得できることとする休暇を設ける。（第12条(17)）なお、詳細については別記2参照のこと。

2 施行期日等

平成22年6月30日

なお、看護休暇にあっては、改正規則の施行日前に使用された旧規則による看護休暇は、新規則による看護休暇として使用されたものとみなす。

第3 職員の育児休業等に関する条例等

1 条例改正の目的

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正を考慮し、育児休業等を行うことができない職員の範囲等について国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしたもの。

2 主要内容

（1）職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができる。（第2条、第10条、第23条）

（2）子の出生の日から8週間の期間内に、最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができる。（第2条の2）

(3) 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業等をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業等を行うことができる。(第3条、第11条)

(4) これらの改正に伴い、職員の育児休業等に関する規則(平成11年高知県人事委員会規則第24号)第2条、第6条第1項第4号の規定を削除する。また、職員の育児短時間勤務制度について(平成21年20高教政第1557号教育長通知)についても改正があるので別記3を参照のこと。

3 施行期日

この条例及び規則は、平成22年6月30日から施行する。

第4 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

1 条例改正の目的及び内容

給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加する。(第2条)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

別記 1

○看護休暇について

1 看護休暇の内容

(1) ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、他に看護可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するときは、暦年 5 日（小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるときは、暦年 5 日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

ウ ア又はイにより暦年につき定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、他に看護可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するときは、暦年 2 日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

エ 平成 22 年に取得できるア～ウの日数については、改正前に取得した日数を差し引いた日数となる。

2 申請手続き

所定の「休暇承認願」にて申請すること。

「休暇承認願」の事由欄に被看護者の続柄、負傷・疾病等の内容及び休暇の名称も記入すること。

3 運用上の留意事項

(1) 「二親等以内の血族及び姻族」とは、父母、子、祖父母、孫及び兄弟姉妹のことであり、同居、別居を問わないものであること。

(2) 「職員以外に看護者がいないと認められるとき」とは、共働き等で現実には職員以外に

看護をする者がいない場合のほか、急病、通院・入院の看護等で職員による看護が適当であると認められる場合も含むものであること。

- (3) 1 時間を単位として与えた当該休暇を日に換算する場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とするものであること。

ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを単位として与えるものであること。

(H22. 1. 1 改正施行)

- (4) 看護休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の換算については、当該期間に時間外代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日は含めないものであること。

- (6) 看護休暇の付与日数は、休暇取得時の被看護者の人数によって変更になる場合があるため、学校長等は休暇取得時において被看護者の人数変更の有無等について職員に確認のうえ承認すること。

また、看護休暇の付与日数は、学校長が「看護休暇管理簿」（別記第 1 号様式）で付与日数、残日数等を確認のうえ承認すること。

- (7) 「看護休暇管理簿」は学校長が保管すること。なお、暦年中に所属異動のあった職員の「看護休暇管理簿」は、旧学校長等より新学校長等に引き継ぐこと。（旧所属の学校長はコピーを保管しておくこと。）

- (8) 平成 22 年に取得できる日数については、改正前に取得した日数を差し引いた日数となるため、学校長等は施行日前に取得している日数を「休暇承認願」等で確認のうえ、残日数等の管理をすること。

別記 2

○短期介護休暇について

1 短期介護休暇の内容

負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う場合において、他に介護可能な家族がいる場合であっても、介護を行う必要があり、実際にその介護に従事するときは、暦年 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日）を超えない範囲内で、その都度必要と認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

2 申請手続き

所定の「休暇承認願」により申請し、「要介護者の状態等申出書」（別記第 2 号様式）を学校長等に提出すること。

「要介護者の状態等申出書」には、職員が介護をする者が要介護者に該当することが分かるように記入するとともに、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように具体的に記入すること。

「休暇承認願」の事由欄に休暇の名称及び要介護者の続柄を記入すること。

学校長等は、休暇の承認について、特にその事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して医師の診断書又はその他の書面の提出を求めることができる。

3 運用上の留意事項

（1）要介護者の範囲

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、二親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者の父母の配偶者

（2）1 時間を単位として与えた当該休暇を日に換算する場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とするものであること。

ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを単位として与えるものであること。（H22. 1. 1 改正施行）

（3）短期介護休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の換算については、当該期間に時間外代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日は含めないものであること。

- (4) 短期介護休暇の付与日数は、休暇取得時の要介護者の人数によって変更になる場合があるため、学校長等は休暇取得時において要介護者の人数の変更の有無、要介護者の状況等について職員に確認のうえ承認すること。

また、短期介護休暇の付与日数は、学校長等は「短期介護休暇管理簿」（別記第3号様式）で付与日数、残日数等を確認のうえ承認すること。

- (5) 「短期介護休暇管理簿」は、学校長が保管すること。また、暦年中に所属異動のあった職員の「短期介護休暇管理簿」は、旧学校長より新学校長に引き継ぐこと（旧所属の学校長はコピーを保管しておくこと。）。

別記 3

育児短時間勤務制度に関する通知の改正について

○職員の育児短時間勤務制度について（平成 21 年 3 月 4 日 20 高教政第 1557 号教育長通知）

改正 平成 21 年 12 月 18 日 21 高教政第 1374 号教育長通知

改正 平成 22 年 6 月 29 日 22 高教政第 513 号教育長通知

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、新たに育児短時間勤務制度を導入するため、県議会 2 月定例会に「職員の育児休業等に関する条例」等関係条例を改正する議案を上程しています。

育児短時間勤務制度は、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように導入するもので、その概要は下記のとおりです。

施行予定は、平成 21 年 4 月 1 日からとしており、併せて必要な人事委員会規則の改正も予定されています。

制度の詳細、規則改正に関する通知は議会閉会後となりますが、議案が可決された際に円滑に実施できるよう所属職員への周知と意向確認をお願いします。

記

1 対象となる職員

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員です。ただし、次に掲げる職員を除きます。

- (1) 削除 (22. 6. 30)
- (2) 削除 (22. 6. 30)
- (3) 育児休業の代替として任期を定めて採用された職員
- (4) 勤務延長している職員
- (5) 削除 (22. 6. 30)
- (6) 削除 (22. 6. 30)

2 勤務の形態

次のいずれかの勤務の形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することが出来ます。

- (1) 3 時間 55 分勤務を週 5 日（週 19 時間 35 分勤務） 週休日（日、土曜日）
- (2) 4 時間 55 分勤務を週 5 日（週 24 時間 35 分勤務） 週休日（日、土曜日）
- (3) 7 時間 45 分勤務を週 3 日（週 23 時間 15 分勤務） 週休日（日、土曜日、その他に 2 日）
- (4) 7 時間 45 分勤務を週 2 日、3 時間 55 分勤務を週 1 日（週 19 時間 25 分勤務）

週休日（日、土曜日、その他に 2 日）

(22. 1. 1 改正施行)

3 請求の手続き等

- (1) 請求する期間は、1 月以上 1 年以下の期間です。
- (2) 期間の延長を請求することもできます。
- (3) 請求は育児短時間勤務を始めようとする日又は延長を始めようとする日の 1 月前までに行う必要があります。以下削除 (22.6.30)

4 給与

- (1) 給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び特勤手当等は、勤務時間数に応じた額が支給されます。
- (2) 扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当及び災害派遣手当はフルタイム勤務職員と同様に支給されます。
(但し、通勤手当について、自動車等使用者についての支給額は、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回未満になる場合には半額とされます。)
- (3) 期末手当及び勤勉手当の基礎額における給料の月額は、フルタイム勤務職員と同じです。

(期末手当の在職期間の算定)

育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分の 2 分の 1 に相当する期間を在職期間から除算されます。

(勤勉手当の勤務期間の算定)

育時短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間を勤務時間から除算されます。

- (4) 退職手当の算定に当たっては育児短時間勤務をした期間の 3 分の 1 の期間が在職期間から除算されます。

5 昇格、昇給

フルタイム勤務職員と同じです。

6 休暇の取扱い

- (1) 年次有給休暇は、勤務形態の変更前後の勤務時間等に比例して付与されます。
- (2) 特別休暇のうち、夏期休暇、結婚休暇については 1 週間当たりの勤務日の日数に比例して付与されます。
- (3) その他の休暇については、フルタイム勤務職員と同じです。

(休暇の取得単位の取扱いについては、1 日の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは 1 日とします。)

7 育児に関する他の制度との併用

- (1) 早出遅出勤務
 - ・併用できません。

(2) 休憩時間の短縮

- ・ 1 日の勤務時間が 6 時間以下の場合は、併用できません。

(3) 部分休業

- ・ 併用できません。

8 育児短時間勤務により処理できなくなる業務への対応

所属の事務分担を見直すなどしても、なお、業務を処理するため必要があると認められるときは、育児短時間勤務の請求に係る期間を限度として、臨時的任用職員による対応を行います。

看護休暇管理簿(平成 年)

所 属			職 名	氏 名
年 月 日	年 月 日	年 月 日		

○ 子の状況

[illegible]

注) 出生や小学校就学の始期に達するなど適宜加筆修正をすること。

○付与目数

休暇取得種別	変更日	子の数	付与日数	変更理由	備 考
ア 小学校就学の始期に達するまでの子に係る分	月 日	人	日		
	月 日	人	日		
	月 日	人	日		
	月 日	人	日		
ウ 中学校就学の始期に達するまでの子に係る分	月 日	人	日		
	月 日	人	日		
	月 日	人	日		
	月 日	人	日		

○休暇取得期間等

被看護者、休暇取得期間 等					休暇取得種別						備 考	確認者 欄(印 又はサ イン)
被看護者名	続柄	休暇取得期間	取得日 (時間)数	休暇 取得 種別 (ア～ウ)	ア 小学校就学の始 期に達するまでの子に 係る分		イ 職員の配偶者並び に二親等以内の血族 及び姻族(アの子を除 く。)に係る分		ウ 中学校就学の始 期に達するまでの子に 係る分(ア又はイのす べての承認を受けた 後のみ取得可)			
					付与日 数	残日(時間)数	付与日 数	残日(時間)数	付与日 数	残日(時間)数		
			(D)		(A)	(A)－(Dの アの合計)	(B)	(B)－(Dの イの合計)	(C)	(C)－(Dの ウの合計)		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		

記載例

記載例

記載例

記載例

記載例

記載例

記載例

記載例

記載例

別記第 2 号様式

要介護者の状態等申出書

(年 月 日提出)

所 属

氏 名

印

1 要介護者に関する事項

(1) 氏 名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別

☐ 同居

☐ 別居

(4) 介護が必要となった時期

年

月

日

2 要介護者の状態及び介護が必要な期間

3 備考

(注意事項)

注1 「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができます。

2 「2 要介護者の状態及び介護が必要な期間」には職員が介護をする者が要介護者に該当することが分かるように記入するとともに、職員が要介護者の介護をしなくなつた状況が明らかになるように具体的に記入してください。

3 所属長が休暇の承認について特にその事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書又はその他の書面の提出を求めることがあります。

所 属			職 名	氏 名
年 月 日	年 月 日	年 月 日		

○要介護者の状況

要介護者氏名	続柄	介護が必要になった時期	要介護者の状態	備 考

○付与日数

[illegible]

○休暇取得期間等

[illegible]

短期介護休暇管理簿(平成 ●年)

所 属			職 名	氏 名
平成●年1月1日	平成●年4月1日	年 月 日		
●●高等学校	▲▲高等学校			

○要介護者の状況

要介護者氏名	続柄	介護が必要になった時期	要介護者の状態	備 考
高知 進	父	H20.10	高齢(要介護2)により日常生活を営むのに支障がある	
高知 良子	母	●年2月1日	右足骨折で歩行不能となり介護が必要(1か月程度)	骨折の治癒(3月1日)

○付与日数

変更日	要介護者数	付与日数	付与日数変更理由	備 考
1月 1日	1人	5 日		
2月 1日	2人	10日	母が骨折により介護が必要であるため	
3月 1日	1人	5 日	母の骨折が治癒したため	
月 日	人			
月 日	人	日		
月 日	人	日		

○休暇取得期間等

要介護者、休暇取得期間 等				残日(時間)数等			備 考	確認者欄(印又はサイン)
要介護者名	続柄	休暇取得期間	取得日(時間)数 (B)	要介護者数	付与日数 (A)	残日(時間)数 (A) - (Bの合計)		
高知 進	父	1月 8日 時から 1月 9日 時まで	2日 時間 分	1人	5日	3日 時間 分		土佐
高知 良子	母	2月 1日 時から 月 日 時まで	1日 時間 分	2人	10日	7日 時間 分		土佐
高知 進	父	3月 2日 8時 30分から 3月 2日 14時 30分まで	日5 時間 分	1人	5日	1日 2時間45分		土佐
		月 日 時から 月 日 時まで	日 時間 分	人	日	日 時間 分		
		月 日 時から 月 日 時まで	日 時間 分	人	日	日 時間 分		
		月 日 時から 月 日 時まで	日 時間 分	人	日	日 時間 分		
		月 日 時から 月 日 時まで	日 時間 分	人	日	日 時間 分		
		月 日 時から 月 日 時まで	日 時間 分	人	日	日 時間 分		

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

育児休業等計画書			
高知県教育委員会 様		年 月 日	
		所属	
		職名	
		氏名 ㊟	
職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第11条第 5 号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
記			
1 請求の別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備考			

- 注 1 この育児休業等計画書は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入する請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄は、出生後、速やかに記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、記載事項のうち変更する箇所のみを記入すること。
- 5 該当するものの□には、ㄥ印を付けること。

第2号様式（第4条関係）

育児休業承認（期間延長）請求書		
年 月 日		
高知県教育委員会 様		
所属 職名 氏名		
⑩		
下記のとおり育児休業の承認 育児休業の期間の延長を請求します。		
記		
1 請求に係る子	氏名	
	請求者との続柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長 ☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業の期間の延長	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る子 について既に育 児休業をした期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 特別の事情		
6 備考		
意見（ ）		
上記のとおり副申します。		
年 月 日		
学校長氏名 印		

注 1 この育児休業承認（期間延長）請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。

2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「5 特別の事情」欄は、再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を

記入すること。

4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。

- (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項の表の12の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の12の項の特別休暇で、出産の日の翌日以降の日におけるものをいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をするときを除く。）は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄及び生年月日
- (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
- (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間

5 該当するものの□には、△印を付けること。

第3号様式（第6条関係）

養育状況変更届	
年 月 日	
高知県教育委員会 様	
	所属
	職名
	氏名 印
育児休業	
下記のとおり育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。	
部分休業	
記	
1 請求に係る子の氏名	
2 届出の事由	
☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった。	
☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった。	
☐ その他（ ）	
☐ 育児休業等に係る子が死亡した。	
☐ 育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。	
☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。	
☐ その他（ ）	
3 届出の事由が発生した日	
年 月 日	
意見（ ）	
上記のとおり副申します。	
年 月 日	
学校長氏名	印

注 該当するものの□には、ㄥ印を付けること。

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書		
年 月 日		
高知県教育委員会 様		
所属 職名 氏名 印		
下記のとおり育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。		
記		
1 請求に係る子	氏名	
	請求者との続柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長 ☐ 再度の育児短時間勤務の承認	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 の勤務の形態)	
	勤務の日及び 時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
5 請求に係る子 について既に育 児短時間勤務を した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 特別の事情		
7 備考		
意見 () 上記のとおり副申します。		
年 月 日 学校長氏名 印		

- 注 1 この育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」の「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。
- 5 「7 備考」欄は、3のほか、次に掲げる事項等を記入すること。
- （1）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の小学校就学前の子の氏名、請求者との続柄及び生年月日
- （2）請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
- （3）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間
- 6 該当するものの口には、△印を付けること。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書				
年 月 日				
教育委員会 様			所属 職名 氏名	
下記のとおり部分休業の承認を請求します。			⑩	
記				
1 請求に係る子	氏名			
	請求者との続柄			
	生年月日	年 月 日		
2 請求期間及び時間	期間		時間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
3 備考				
意見（ ）				
上記のとおり副申します。				
年 月 日				
学校長氏名				
印				
☐ 承認 ☐ 不承認				
年 月 日				
教育委員会 ⑩				

注 1 この部分休業承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）の原本又は写しを添えること。

2 部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その内容を裏面に記入すること。

3 該当するものの□には、ㄥ印を付けること。

(裏面)

[illegible]

新	旧	対	照	表
新				旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則

の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

- 3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等） 第8条の6 職員が条例第9条第2項又は第3項の規定により時間外勤務の制限を請求する場合は、請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。<u>この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u> 2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、<u>条例第9条第2項の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、<u>条例第9条第2項の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては</u>	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） <u>（育児を行う職員の時間外勤務の制限）</u> <u>第8条の6 条例第9条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> <u>（1） 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</u> <u>（2） 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u> <u>（3） 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u> （育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等） 第8条の7 職員が条例第9条第2項の規定により時間外勤務の制限を請求する場合は、請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。 2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、<u>条例第9条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、<u>条例第9条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいず</u>

当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。 4・5 略 <u>第8条の7</u> 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)・(2) 略 (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合 2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項に規定する請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第9条第2項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に、同条第3項の規定による請求にあっては3歳に達した場合</u> 3・4 略 (介護を行う職員の時間外勤務の制限) <u>第8条の8</u> 前2条(第8条の6第1項後段並びに前条第1項第3号及び第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の6第1項中「<u>条例第9条第2項又は第3項</u>」とあるのは「<u>条例第9条第2項</u>」と、同条第2項中「<u>の規定による請求にあっては同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか、同条第3項の規定による請求にあっては公務の運営の支障の有無</u>」とあるのは「<u>に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうか</u>」と、同条第3項中「<u>の規定による請求にあっては同項に規定</u>	れかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。 4・5 略 <u>第8条の8</u> 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)・(2) 略 (3) <u>前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第2項に規定する職員に該当しなくなった場合</u> (4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合 2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項に規定する請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が<u>小学校就学の始期</u>に達した場合 3・4 略 (介護を行う職員の時間外勤務の制限) <u>第8条の9</u> 前2条(前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。<u>この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。</u>
--	--

する措置を講ずるために必要があると、同条第3項の規定による請求にあっては当該時間外勤務制限開始日では公務の運営に支障が生じる」とあるのは「に規定する措置を講ずるために必要がある」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の9 略

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1)～(12) 略	略
(13) 男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(14)・(15) 略	略
(16) 看護 ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）が負傷又は疾病等の事由	ア 一の年につき5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の10 略

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1)～(12) 略	略
(13) 男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(14)・(15) 略	略
(16) 看護	

<u>により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</u> イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（<u>小学校就学の始期に達するまでの子を除く。</u>）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。 ウ ア又はイにより一の年につき<u>定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、<u>疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。</u>）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、<u>当該看護のため</u></u>	<u>範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</u> イ 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間 ウ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間		ア 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。<u>ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。</u> イ アにより一の年につき<u>5日</u>承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。<u>ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。</u>	ア 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間 イ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
---	---	--	--	---

<u>職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。)</u> 。			
<u>(17) 短期の介護（次に掲げる要介護者の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合）</u> <u>ア 要介護者の介護</u> <u>イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話</u>	<u>一の年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</u>		
<u>(18)～(21) 略</u>	略	<u>(17)～(20) 略</u>	略
2 略 3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項、<u>17の項又は19の項</u>の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。 4・5 略 （病気休暇及び特別休暇の期間の算定） 第13条 病気休暇又は特別休暇（前条第1項の表の8の項、9の項、13の項、14の項、16の項、<u>17の項及び19の項</u>の休暇を除く。）を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日を含むものとする。		2 略 3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項<u>又は18の項</u>の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。 4・5 略 （病気休暇及び特別休暇の期間の算定） 第13条 病気休暇又は特別休暇（前条第1項の表の8の項、9の項、13の項、14の項、16の項<u>及び18の項</u>の休暇を除く。）を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日を含むものとする。	

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係 1～3 略 4 <u>条例第9条第3項の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。</u> 5 <u>規則第8条の4第1項第4号及び第8条の7第1項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。</u> <u>6・7 略</u> 第4 時間外勤務代休時間関係 規則第8条の9第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。 第7 特別休暇関係 1～4 略 5 父母、配偶者及び子の祭日 (1) <u>規則第12条第1項の表20の項の人事委員会が定める年数は、15年とする。</u> (2)・(3) 略 6 略 7 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項、17の項若しくは19の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（7において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第5の9に規定する場合に該当したときは、当	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係 1～3 略 4 <u>規則第8条の4第1項第4号及び第8条の8第1項第4号の「同居しないこと」とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。</u> <u>5・6 略</u> 第4 時間外勤務代休時間関係 規則第8条の10第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。 第7 特別休暇関係 1～4 略 5 父母、配偶者及び子の祭日 (1) <u>規則第12条第1項の表19の項の人事委員会が定める年数は、15年とする。</u> (2)・(3) 略 6 略 7 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項若しくは18の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（7において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第5の9に規定する場合に該当したときは、当該該当し

該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。7において「該当日」という。）における規則第12条第3項に規定する特定休暇（7において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において7の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について7の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。 (1)・(2) 略 8 略	た日（その日が対象期間の初日である場合を除く。7において「該当日」という。）における規則第12条第3項に規定する特定休暇（7において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において7の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について7の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。 (1)・(2) 略 8 略
--	--

新 新	旧	対 照 表
職員の育児休業等に関する条例（抜粋）		職員の育児休業等に関する条例（抜粋）
（趣旨）		（趣旨）
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、<u>第5条第2項（育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）</u>、第6条第3項、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を施行するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>（1）</u> 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 <u>（2）</u> 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員		第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、<u>第5条第2項</u>、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を施行するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>（1） 非常勤職員</u> <u>（2） 臨時的に任用される職員</u> <u>（3）</u> 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 <u>（4）</u> 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

（再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間とする。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

（2）・（3） 略

（4） 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休

（5） 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

（6） 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

（2）・（3） 略

（4） 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休

業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている職員が第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)・(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（部分休業をすることができない職員）

(2)・(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（部分休業をすることができない職員）

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第24条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

新 旧 対 照 表

新	旧
職員の育児休業等に関する規則（抜粋）	職員の育児休業等に関する規則（抜粋）
第2条 削除	（再度の育児休業等を行うことができる場合における育児休業等をした職員の配偶者の子の養育方法） 第2条 育児休業条例第3条第4号又は第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより、子の養育を支援する方法とする。
（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出） 第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。 （1） 育児休業に係る子が死亡した場合 （2） 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合 （3） 育児休業に係る子を養育しなくなった場合	（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出） 第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。 （1） 育児休業に係る子が死亡した場合 （2） 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合 （3） 育児休業に係る子を養育しなくなった場合 （4） 育児休業条例第5条第1号に掲げる事由が生じた場合
2・3 略 （育児休業をしている職員の期末手当における勤務した期間に相当する期間）	2・3 略 （育児休業をしている職員の期末手当における勤務した期間に相当する期間）
第7条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。 （1） 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間 イ 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号。以下この号において「期末勤勉手当規則」という。）	第7条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。 （1） 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間 ア 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間 イ 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号。以下この号において「期末勤勉手当規則」という。）

第1条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間 ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2の規定により休職にされていた期間（期末勤勉手当規則第5条第3項に規定する期間を除く。） エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号。次号において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員として在職した期間のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める期間 （2） 略 （育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出） 第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。	第1条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間 ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2の規定により休職にされていた期間（期末勤勉手当規則第5条第3項に規定する期間を除く。） エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号。次号において「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員として在職した期間のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める期間 （2） 略 （育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出） 第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。<u>この場合において、同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。</u>
--	--

新	旧	対	照	表
新				旧

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
(抜粋)

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1) 略

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第9条の3第1項及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日の代休日（これらのうち特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

(4)・(5) 略

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
(抜粋)

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1) 略

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日の代休日（これらのうち特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

(3)・(4) 略